明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業二三）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
阪神高速道路株式会社工事開始、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三七
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三九
会社その他
会社決算公告　四一

省　令

○経済産業省令第二十三号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十日

経済産業大臣　萩生田光一

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第四中欧州域外国境業務協力管理機関の項を削る。

別表第四中欧州対外国境管理協力機関の項に次のように加える。

二十九	EUROPEAN AGENCY FOR THE MANAGEMENT OF THE OPERATIONAL COOPERATION AT THE EXTERNAL BORDERS OF THE MEMBER STATES OF THE EUROPEAN UNION
三十	AGENCE EUROPÉENNE POUR LA GESTION DE LA COOPÉRATION OPÉRATIONNELLE AUX FRONTIÈRES EXTÉRIEURES DES ÉTATS MEMBRES DE L'UNION EUROPÉENNE
三十一	AGENCIA EUROPEA PARA LA GESTIÓN DE LA COOPERACIÓN OPERATIVA EN LAS FRONTERAS EXTERIORES DE LOS ESTADOS MIEMBROS DE LA UNIÓN EUROPEA
三十二	ЕВРОПЕЙСКА АГЕНЦИЯ ЗА УПРАВЛЕНИЕ НА ОПЕРАТИВНОТО СЪТРУДНИЧЕСТВО ПО ВЪНШНИТЕ ГРАНИЦИ НА ДЪРЖАВИТЕ-ЧЛЕНКИ